

議第97号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和7年9月19日提出

京都市長 松井 孝治

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の
一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次
のように改正する。

第13条各号列記以外の部分中「第4号」を「第5号」に、「第6号」を
「第7号」に、「第7号」を「第8号」に改め、同条中第7号を第8号とし、
第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都駅東部西之町地
区地区計画

別表第1膏薬辻子E地区の項の次に次の1項を加える。

京都駅東部西之町地
区

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都駅東
部西之町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定めら
れた区域

別表第2新門前通西之町A地区の項及び新門前通西之町B地区の項中「第
130条の9の2」を「第130条の9の5」に改め、同表膏薬辻子E地区の項の
次に次の1項を加える。

京都駅東部西之町 地区	建築物の用途の制 限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他 これらに類するもの</p> <p>(7) キャバレー、料理店その他これらに類 するもの</p> <p>(8) 個室付き浴場業に係る公衆浴場及び令 第130条の9の5に規定する建築物</p>	
	壁面の位置の制限	<p>(1) 八条通の境界線までの距離の最低限度 3メートル。ただし、前面道路である 八条通の路面の中心からの高さが3メー トル以上6メートル未満であり、かつ、 八条通の北側端線からの距離が1.5メー トル以上である建築物の部分については、 この限りでない。</p> <p>(2) 計画地区の境界線（以下「地区境界 線」という。）（隣地境界線（地区境界線 上のものに限る。）と河原町通の西側端 線との交点のうち最も南にある点から地 区境界線に沿って21.3メートル西側に ある点（以下この項において「南側基準 点」という。）から南側基準点から地区 境界線に沿って23.8メートル北側に ある点（以下この項において「北側基準点 」という。）までの部分（以下この項にお いて「特定境界線」という。）に限る。） 及び南側基準点と西側の地区境界線と八 条通の北側端線との交点から八条通の北</p>	

		側端線に沿って77.6メートル東側にある点とを結んだ線までの距離の最低限度 3メートル（東西方向に限る。）	
	建築物の高さの最高限度	45メートル（北側の地区境界線と西側の地区境界線との交点から北側の地区境界線に沿って77.6メートル東側にある点と北側基準点とを結んだ線、特定境界線及び南側基準点と西側の地区境界線と八条通の北側端線との交点から八条通の北側端線に沿って77.6メートル東側にある点とを結んだ線以東の区域にあっては、10メートル）	

別表第2吉祥院宮ノ東町A地区の項中「計画地区の境界線（以下「」及び「」という。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都駅東部西之町地区に係る地区計画の決定に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限等を定める等の必要があるので提案する。